

令和6年3月18日

令和6年第3回

# 農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年3月18日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

|            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 1 番 小林 増次  | 2 番 片山 剛    | 3 番 松宮 榮昭  |
| 4 番 隅 ふじ江  | 5 番 藤中 京子   | 6 番 小川 栄太郎 |
| 7 番 上尾 家隆  | 8 番 藤本 哲    | 9 番 中尾 正浩  |
| 10 番 黒崎 友美 | 11 番 塚田 由美子 | 12 番 原田 孝親 |
| 13 番 林 聖文  | 14 番 藤村 浩司  | 15 番 刀祢明 薫 |
| 16 番 森川 稔己 | 17 番 清弘 進   | 18 番 梅川 仁樹 |

3 本日の総会に欠席した委員  
なし

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

|            |             |
|------------|-------------|
| 局 長 有馬 秀樹  | 次 長 後 詳子    |
| 由宇支所 小池 泰弘 | 周東支所 金子 健太郎 |
| 周東支所 沖田 史典 | 美和支所 田村 尚巳  |
| 錦支所 香西 和久  | 事務局 上田 直美   |
| 事務局 木村 吉秀  |             |

5 会長は、午前10時00分、委員総数18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。  
16 番 森川 稔己 17 番 清弘 進

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第8号 農用地利用集積計画について  
議案第9号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」について

## 報告事項

- 1 農地法第3条の規定による許可処分取消について
- 2 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 4 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 5 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理に

について

6 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について

## 8 議 事

局 長

総会に先立ちまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請の7-11の美和の案件について、申請者死亡のため議案から削除をお願いします。

議 長

ただ今より令和6年第3回農業委員会総会を開催いたします。  
本日は、委員総数18名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告します。  
次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、16番 森川 稔己委員 と17番 清弘 進委員を指名いたします。よろしくお願いします。  
「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区  
権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳が田・現況は畑。面積は、232㎡。申請人は記載のとおり。  
理由は、譲受人の経営規模の拡大。  
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

申請地は、灘支所から西方に直線距離で約550mに位置します。  
譲渡人は、相続で当地を取得しましたが、共有名義人一名は市外に居住し、また、もう一名も農業経験が無く手放しを模索していたところ、隣地の耕作者で経営規模の拡大を目指していた譲受人と話がまとまり、売却にいたしました。  
2月20日現地調査を行いました。周辺は住宅化が進み、当農地も住宅に隣接しています。  
申請地は、譲受人の所有地に挟まれています。現状は畑地で、除草され直ぐに耕作できる状態で、排水路も隣接しています。  
譲受人は近隣に住まいし、隣接した農地を取得して所有農地と一体的な営農を目指し、当面は自家消費野菜や果樹栽培を行うとのこと。  
調査項目に従い確認しましたが、特に問題になる点はなく許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。  
(異議なし)  
異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

事務局

次に、2番を事務局より議案説明してください。

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳が田・現況は畑。面積は、1,151 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。  
理由は、譲受人の経営規模の拡大。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第9番

申請地は、愛宕出張所から南東に約1.2kmに位置しています。

譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難な状態であったため、以前から経営規模を拡大したいと考えていた譲受人に譲り渡すことにしました。

申請地は、譲受人の自宅から3kmの距離にあり、軽トラックで10分程度で通作でき、野菜を中心に大根・馬鈴薯・玉葱・人参等を栽培する予定です。

3月1日事務局職員と現地調査を行いました。農業用倉庫等の無断転用もありましたが、この度、譲渡人からの届出も受理されています。その他の調査項目全てにおいても問題は無く、3条申請は適当と思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番、4番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番、4番について、事務局より議案説明してください。

事務局

3番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、275 m<sup>2</sup>ほか1筆で合計551 m<sup>2</sup>。  
申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

また、この案件はのちの報告第1号の関連事案となっています。

4番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、186 m<sup>2</sup>ほか1筆で合計399 m<sup>2</sup>。  
申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の黒崎委員、3番・4番の追加説明をお願いします。

第10番

申請地は、守内かさ神駅から東へ約850mに位置しています。

3番の譲渡人は、平成11年に申請地を相続しましたが、遠方に居住しており適正な管理が適わないため、譲渡することとしました。

譲受人は、譲渡人の同級生です。以前から田原地区一帯の農地の中央にある申請地が荒れていることを残念に思い、この度の売買の申し出を受けることとしました。実家の畑の耕作などで30年の耕作経験があり、この度、新たに農地を取得して、ハーブ・レモン・柿等を植え付ける予定です。日当たりが良いため5年から10年での収穫を見込んでいます。

4番の譲渡人は、平成18年に知人から頼まれ申請地を購入しました。当時は、申請地近くに度々出向く用事があったため、その折に耕作していました。15年程前からこの用事が無くなったため、耕作管理を今回の譲受人に委託していました。この度、下限面積の撤廃により譲受人の農地取得が可能になったため、譲渡することとしたものです。

北側 [ ] にブロッコリー、ねぎ等の季節の野菜、南側 [ ] にはブルーベリーやイチジク等の果樹を植え付ける予定です。農機具については、耕運機・草刈機・軽トラック等を保有しており、申請地より徒歩2分の実家の農業用倉庫に保管します。

2月27日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番・4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに田及び畑。面積は、1,765㎡ほか1筆で合計2,040㎡。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

申請地は、周東総合支所より北北東へ827mに位置しています。

譲渡人は、平成10年に相続をしたものの、体調不良により耕作せずに自己保全管理を続けていました。

譲受人は、現在 野菜栽培をしています。この度、譲渡人からの申し出を受けて、新たに水稻栽培によって経営規模拡大を図るということです。

相続以前から [ ] の畑地に、無断転用によって農業用機具倉庫が建設されていたということで、始末書が提出されています。

3月1日事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従って調査をしましたが、問題はなく許可相当と思われます。ご審議をお願いします

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。  
次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳・現況ともに田。面積は、1,450 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。  
理由は、譲受人の経営規模の拡大。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の清弘委員、追加説明をお願いします

第17番

申請地は、周東総合支所日向より南西に約1.7 kmに位置しています。

譲渡人は、昨年6月に母から贈与を受け、経営規模を拡大して利益を得ようとしていました。ところが、急に母親が介護が必要となり、自宅から離れたこの農地を荒らすわけにいかないの、隣接する農地を所有している譲受人に譲渡することにしました。

譲受人は、自己の農地に隣接し且つ自宅からも近いことから、営農規模を拡大するには最適だと判断し、譲渡人の話を受けることとしました。これからは農業の維持発展に関する話し合い・活動への参加、農道・水路等の共同利用施設の取組に順守することとします。

3月1日支所担当職員と調査項目に従って現地調査を行いました。なんの問題もないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。  
次に、7番を事務局より議案説明してください。

事務局

7番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳は田・現況は田および畑。面積は、841 m<sup>2</sup>ほか2筆で合計1,807 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の林委員、追加説明をお願いします

第13番

申請地は、周東総合支所より北に2.48 kmの周東町川上地内です。

譲渡人は、高齢で処分を考えておりました。

譲受人は、建設業を営んでいます。

申請地は、隣接地であることから両者の思いが一致しました。取得後は主に蕎麦を栽培する予定です。

3月6日総合支所担当と調査し、総合的に相当と判断しました。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに田および畑。面積は、546 m<sup>2</sup>ほか3筆で合計934 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

申請地は、祖生出張所より東へ約2kmに位置します。

譲渡人は、申請地を10数年前に譲受けました。現在は、市外に居住していることから、この度、この農地に隣接する住居を売却処分することとしました。農地についても、後継者もないことから、譲受人である甥に権利移動するものです。

譲受人は借家に居住しており、住居を含めて申し出を受けることとしました。これを機に経営規模の拡大を図り、経営を安定させたいとのことです。所有している農機具は、耕運機・軽トラックで、水稻栽培のためのトラクター・コンバイン・田植え機等は、現在の借入地で借りています。

3月4日事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

9番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、332 m<sup>2</sup>ほか1筆で合計1,716 m<sup>2</sup>。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

申請地は、祖生出張所から東へ200mと1.7kmに位置します。

譲渡人は、自然薯栽培を主体に営農活動をしています。ところが、申請地の土壌は自然薯栽培に適しておらず、自己保全管理のみをしていました。

譲受人は、この度 役員をする会社が、林業並びに造園業を追加したことから、苗木を育成する適地を探していました。この度、譲渡人との合意に至ったことから、権利移動するものです。

隣接する圃場は水稻栽培していますが、樹高40～50cmまでしか育成しな

いので、日当たり等の問題はありません。

会社から申請地までの距離は約 20 km、トラックで通作し所要時間は 30 分程です。必要な機具も保有しています。

3 月 4 日事務局と調査項目に従い現地調査をしました。3 条許可は適当と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

( 異議なし )

異議がありませんので、9 番を許可することを決定します。

続いて、10 番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

10 番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに田および畑。面積は、2,037 m<sup>2</sup>ほか 3 筆で合計 2,691 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 18 番

申請地は、錦総合支所より北東へ約 4.56 km に位置します。

譲渡人は、相続により平成 30 年に取得しました。遠方に居住していることから耕作が困難であり、相続当時から一部農地を譲受人に管理してもらっていました。

譲受人は、今月末で退職となり農業に専念できます。自宅からも近く、耕作にも便利な申請地を譲受けることとしました。山際の農地にある柿や梅を引き続いて管理し、これまで管理していた圃場は水稻の作付を継続して行うとのことです。

2 月 26 日事務局員と現地調査を行い、3 条許可要件は全て満たしており、この申請は許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

( 異議なし )

異議がありませんので、10 番を許可することを決定します。

続いて、11 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

11 錦地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳は田および畑・現況は畑および田。面積は、552 m<sup>2</sup>ほか 9 筆で合計 4,281 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。担当の梅川委員、追加説明をお願いします

第 18 番

申請地は、高根出張所から南に 1.29 km に位置しています。

譲受人と譲渡人は、兄妹であり同居しています。譲渡人は、高齢で農作業

が出来なくなったため、妹へ贈与することとしました。

譲受人は、今までも兄の農作業を手伝っており、申請地に現在植えられている柿・梅・ゆず・枇杷等の果樹を今後も管理し自家消費するとのことです。

2月26日事務局員と現地調査を行いました。3条許可要件を全て満たしており、許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番を許可することとします。

続いて、「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、129 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場の設置。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

申請地は、由宇総合支所から南西へ約3.5 kmに位置する、農振農用地で農振除外手続き中の第2種農地です。

譲渡人は、平成16年 相続により当該農地を取得しました。これまで農業を営んでおらず、今後も予定は無いとのこと。土地の有効利用を検討していたところ、近隣の建設会社から駐車場用地として活用したいとの申し出があり、これを受けて今回の5条申請となりました。

3月7日事務局支所担当者と現地調査を行いました。周囲を道路に囲まれており、周辺農地に影響を及ぼすこともなく5条許可は適当と思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、農用地区域除外後施行の案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

権利の種類は、使用貸借権の設定。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳・現況ともに田。面積は、330 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建築。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・

被害防除計画書が添付されています。担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

申請地は、玖珂支所 奏より南に 314m のところにあります。

譲受人と譲渡人は親子関係で、現在はアパートに居住です。手狭になる将来のことを考慮し、自己用住宅を考え今回に至りました。

3月13日現地調査に行っています。事業計画書他の提出書類には不備はありません。許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに田。面積は、1,147 m<sup>2</sup>ほか1筆で合計 2,523 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書が添付されています。担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

申請地は、玖珂支所 奏より北東へ約 714m に位置しています。

譲渡人は、平成18年8月に相続しました。他の業務で多忙のため農作業が継続できず休耕状態となっていました。そのため、農地の善良な管理ができず権利を移動するものです。

譲受人は、従前より玖珂地域において、宅地分譲事業や賃借住宅管理を行っていました。事業適地を探すなか譲渡人より申し出があり、協議の結果合意に至りました。

尚、周辺に悪影響を及ぼさないよう十分に注意し、万一問題が発生した場合は、自己責任において対応することとします。

事業計画書では、宅地分譲8区画を予定しています。給水は市の上水道、排水は公共下水道で、資金計画書・被害防除計画書ともに問題ありません。

3月13日現地調査を行いました。許可相当と思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳・現況ともに田。面積は、378 m<sup>2</sup>ほか3筆で合計1,560 m<sup>2</sup>。  
申請人は記載のとおり。転用目的は、建売住宅の建築。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書が添付されています。担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第1番

申請地は、玖珂支所 奏より約1kmに位置します。

譲渡人は、高齢で遠方に居住しており耕作もできないため、今回譲渡することとしました。

譲受人は、用途地域に近く住環境が優れている申請地に、建売住宅6棟を建設するものです。

事業計画書では、木造平屋及び2階建の計6棟の建設です。上水汚水は市の上下水道に接続し、雨水は溜枳から道路側溝に排出します。昨年9月の用途地域の見直しの提出があった場所でもあります。

3月13日調査を行いました。提出書類には何も問題はなく、土地改良区の意見書も提出していますので許可相当と思います。ご審議よろしく願います。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳・現況ともに田。面積は、1,404 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。  
転用目的は、太陽光発電設備の設置。農地区分は、玖珂インターチェンジから概ね300m以内に位置する第3種農地。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書が添付されています。担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

申請地は、玖珂インターから西に156mに位置しています。

譲受人は、現在 多く利用され、化石燃料に代わり、地球環境に優しく、より安全性の高い自然エネルギーを利用する太陽光発電設備を設置し、売電による収益を上げたいとのことでした。

譲渡人は、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況となったため、譲受人の希望通り売り渡すことにしました。

3月1日事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査しました。問題はなく許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

( 異議なし )

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

6番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳現況ともに田。面積は、687 m<sup>2</sup>ほか3筆で合計2,341 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書が添付されています。担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

この案件は、玖珂支所 奏より東に約648 mの所にあります。

譲受人は、利便性が高く、住環境に恵まれた場所での宅地分譲を考えておりました。

譲渡人は、相続によって申請地を取得しましたが、高齢となり耕作管理が困難となりました。そのため、譲渡することとしました。

3月13日事務局と現地調査しました。資金計画書・事業計画書ともに不備はなく、許可相当と判断しました。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

( 異議なし )

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに畑。面積は、342 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書が添付されています。担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

申請地は、周東総合支所より南西に約730mに位置します。

譲渡人は、令和4年に相続によりこの農地を取得しました。事業繁忙のため農地の管理ができない状況になりました。

譲受人は、借家に居住しており、以前から自己用住宅用地を探していました。今回協議の上、双方の合意に至りました。

申請地は、歩車道に面しており、進入のため境界ブロックを一部撤去することとなりますが、既に道路加工の申請書も提出されています。

3月8日事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書・土地利用計画図・排水計画図・資金計画書及び被害防除計画書いずれも確認しました。周辺への影響もなく、5条許可は適当と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

権利の種類は、令和7年7月末までの一時的な賃借権の設定。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに田。面積は、7.11 m<sup>2</sup>ほか5筆で合計2,499.24 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、山陽新幹線単柱橋耐震補強工事に伴う進入路・作業ヤード・資機材置場等の設置。

農地区分は、農振農用地区域内の第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書が添付されています。担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

申請地は、周東町米川公民館から南西へ約1.3 kmに位置します。

借受人は、山陽新幹線単柱橋耐震補強工事について、JRの用地のみでは施工が困難なことから、貸付人に申し出ました。貸付人3人は、借受人の要望に応じたものです。

山陽新幹線単柱橋耐震補強工事に伴う進入路・作業ヤード・資機材置場等に利用します。

県道142号線から入り長野川に仮栈橋を架け、補強工事場所までの進入路を造ります。仮設ハウス2棟・仮設トイレ2基・公用車等駐車場・資機材置場・掘削土砂仮置場・廃棄物仮置場・表土仮置場として一時的に仮受け使用します。工事完了後は速やかに原状復帰するものです。

一時転用の期間は、一時転用許可日から令和7年7月31日までです。町内会長への事業説明は済んでいます。事業計画書・資金計画書・被害防除計画書等は提出済みです。

3月1日支所担当職員と調査項目に従い現地調査しましたが、何ら問題はありません。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することとして、農用地区域内の案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、9番を事務局より議案説明してください。

事務局

9番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳・現況ともに田。面積は、597 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。  
転用目的は、太陽光発電設備の設置。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書が添付されています。担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

申請地は、周東総合支所から南西に約1.1kmに位置します。

譲渡人は高齢で、近年は申請地を休耕としていました。

譲受人は、山口県東部に約10件の発電事業を展開する事業者です。近くには障害物がなく、日当たりも良いことから太陽光発電事業に最適であると、譲渡人に求め合意されたものです。

2月27日支所担当職員と調査項目に従い現地調査をしました。雨水は自然流下、農業用排水路で、建物等無く汚水はありません。周辺農地への影響も無く許可相当と思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、10番を事務局より議案説明してください。

事務局

10番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳・現況ともに田。面積は、665 m<sup>2</sup>。申請人は記載のとおり。  
転用目的は、貸し駐車場の設置。

農地区分は、2以上の医療施設や小学校等の教育施設が概ね500m以内に位置する第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書が添付されています。担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第4番

申請地は、錦総合支所から南西に約520mに位置します。

譲渡人は、申請地への進入路の幅が狭く農業機械の乗入れが困難なため、譲受人の工場敷地内を利用し迷惑をかけていました。また、高齢のため耕作が困難となり、後継者もないため譲渡することとしました。

譲受人は、自動車工場を営んでいます。車の修理点検の事業強化に伴い工場の敷地が手狭になったことから、駐車場を設置したく申請に至ったものです。

3月8日事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画

書・事業計画書・被害防除計画書を確認しました。周囲農地への影響も無く5条許可は適当と思われます。ご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします

続いて、「議案第8号 農用地利用集積計画について」を上程します。  
事務局より議案説明してください。

事 務 局

まず、表の見方について説明します。

利用権設定各筆明細については、地区別に番号を付しており、1番：岩国地区から、8番：美和地区までに分けています。

また、それぞれ枝番を付しており、例えば、岩国地区は1-1から1-104まで、104件の明細を掲載しています。

各地区の後に、中間管理機構関係分も掲載しています。

なお、各筆明細のほかに、各地区別集計表も配付していますので、合わせてご覧ください。

#### 1番 岩国地区

|                   |                        |           |         |
|-------------------|------------------------|-----------|---------|
| 合計件数              | 104件                   |           |         |
| 合計筆数              | 188筆                   | うち田 170筆  | うち畑 18筆 |
| 合計面積              | 219,726 m <sup>2</sup> | (約22.0ha) |         |
| 作付けされる主なものは、蓮根、水稻 |                        |           |         |

#### 2番 由宇地区

|                   |                       |          |          |
|-------------------|-----------------------|----------|----------|
| 合計件数              | 18件                   |          |          |
| 合計筆数              | 25筆                   | うち田 25筆  | (うち畑 0筆) |
| 合計面積              | 33,999 m <sup>2</sup> | (約3.4ha) |          |
| 作付けされる主なものは、水稻、蓮根 |                       |          |          |

#### 3番 玖珂地区

|                 |                       |          |        |
|-----------------|-----------------------|----------|--------|
| 合計件数            | 12件                   |          |        |
| 合計筆数            | 24筆                   | うち田 22筆  | うち畑 2筆 |
| 合計面積            | 39,141 m <sup>2</sup> | (約3.9ha) |        |
| 作付けされるものは、水稻、野菜 |                       |          |        |

#### 4番 本郷地区

|                 |                       |          |          |
|-----------------|-----------------------|----------|----------|
| 合計件数            | 32件                   |          |          |
| 合計筆数            | 53筆                   | うち田 53筆  | (うち畑 0筆) |
| 合計面積            | 56,225 m <sup>2</sup> | (約5.6ha) |          |
| 作付けされるものは、水稻、野菜 |                       |          |          |

5番 周東地区

合計件数 114件  
合計筆数 234筆 うち田 221筆 うち畑 13筆  
合計面積 383,430 m<sup>2</sup> (約38.3ha)  
作付けされる主なものは水稻で、そのほか自然薯が28筆など

6番 錦地区

合計件数 13件  
合計筆数 23筆 うち田 21筆 うち畑 2筆  
合計面積 32,365 m<sup>2</sup> (約3.2ha)  
作付けされるものは、水稻、野菜など

7番 美川地区

合計件数 2件  
合計筆数 2筆 うち田 2筆 (うち畑 0筆)  
合計面積 2,664 m<sup>2</sup> (約0.3ha)  
作付けされるものは、水稻

8番 美和地区

合計件数 63件  
合計筆数 110筆 うち田 108筆 うち畑 2筆  
合計面積 135,658 m<sup>2</sup> (約13.6ha)  
作付けされるものは、水稻、牧草

全域を合計しますと、

合計件数 358件  
合計筆数 659筆 うち田 622筆 うち畑 37筆  
合計面積 903,208 m<sup>2</sup> (約90.3ha)

契約期間別の集計

3年未満 41件  
3年以上6年未満 215件  
6年以上10年未満 10件  
10年以上 92件  
合計 358件

権利の種類別の集計

使用貸借による権利の設定 200件  
賃貸借による権利の設定 158件

更新と新規の別での集計

更新の筆数 446筆

新規の筆数

213筆

地目別の筆数での集計

田 622筆

畑 37筆

作物別では、面積が大きい順に、水稻、蓮根、野菜

次に、中間管理機構関係分について説明します。

中間管理機構関係分は

合計件数 35件

合計筆数 78筆 うち田 78筆 (うち畑 0筆)

合計面積 133,935 m<sup>2</sup> (約13.4ha)

作付けされるものは水稻

なお、中間管理機構分につきましては、配分先予定者を備考欄に記載していますが、本来なら、この総会で中間管理機構への利用権設定についてご承認いただき、その後、県において促進計画が決定されるのを待って、2ヶ月程度後の総会において、配分先との設定を承認いただくという、二段階の審議が必要ですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程しますのでご理解ください。

ただいま説明しました、すべての案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定された農用地利用集積計画の要件を満たしています。

なお、この農用地利用集積計画は、本日の総会で決定いただいた後、農林振興課において令和6年4月1日に公告します。

各筆明細にあります利用権については、この公告をもって、効力が発生しますので、公告日以降、速やかに貸し手と借り手の双方に通知します。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。暫くご高覧いただき何かご意見がありましたら

異議がありませんので、この農用地利用集積計画について、適当と認めることを決定します。

続いて、「議案第9号 「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」を上程します。事務局より議案説明してください。

事 務 局

国の通知により、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定す

ることとなっています。

## I 農業委員会の状況

### 1. 農業委員会の現在の体制

令和6年4月1日現在の状況について、記載のとおり

### 2. 農家・農地等の概要

経営体数・農業者数ともに、2020年農林業センサスに基づいて記載しています。認定農業者数等の経営体数については、市の農林振興課に確認した数値です。耕地面積は、2,510ha、これは直近の耕地及び作付面積統計に基づいています。

## II 最適化活動の目標

### 1. 最適化活動の成果目標

(1)は、農地の集積についての目標を定めてあります。

#### ①現状及び課題

農地面積は2,510ha、これまでの集積面積が421ha、集積率は16.8%です。

#### ②目標

令和6年度の目標については、目標年度集積率等で設定しています。これは、令和5年4月1日付で作成している、岩国市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の、集積目標に沿ったものです。目標年度は令和14年度、集積率は70%です。今年度の集積率の目標も、70%と設定しています。

### (2)遊休農地の解消

#### ①現状及び課題

令和5年度の利用状況調査により判明したのは、1号遊休農地は43ha、その内 緑区分は34ha、黄色区分は9haです。

#### ②目標

ア：現在の遊休農地の解消は、昨年と同じです。これは、令和3年度の遊休農地で判明した緑と黄色区分の遊休農地を、令和4年度から8年度の5年間で解消を図るという目標のためです。

イ：新規発生遊休農地の解消は、令和5年度の調査で発生した緑区分農地面積5haを記載しています。

### (3)新規参入の促進

#### ①現状及び課題

新規参入者に対する貸付可能面積の目標を定めるものです。現状は、記載の新規参入者の経営体と面積となっています。

#### ②目標

目標値は、9haです。これは、令和元年度から3年度の権利移動実績の平均を、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表するものを目標とすることからです。

## 2. 最適化活動の活動目標

### (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

令和5年度と同様に、推進委員のみ最適化活動を行うものとし、活動の目標日数は月に6日です。

### (2) 活動強化月間の設定目標

3回。8月及び9月は農地パトロールに合わせ遊休農地の解消、11月から12月にかけては、利用権設定の申し込みに合わせて農地の集積に取込みます。

### (3) 新規参入相談会への参加目標

今のところ、令和6年度相談会の開催は未定と聞いています。相談案件毎に随時対応します。

目標についてはご承認をいただいた後、令和6年4月末までに山口県等へ通知し、市のホームページでも公表する流れとなっています。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。  
異議がありませんので、議案第9号は承認することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分取消について、事務局より報告してください。

事 務 局

#### 1 番 岩国地区

権利の種類は、令和5年8月16日付「指令令5岩農委許第3号の56」による所有権移転ですが、取り消しです。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳・現況とも畑。面積は、275㎡ほか1筆で合計551㎡。届出人は記載のとおり。

以上1件の申請があり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により許可処分を取り消しました。

議 長

報告第2号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

#### 1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳は畑・現況は休耕。面積は、915㎡。届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築。農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理につい

て、事務局より報告してください。

事務局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳が田・現況は畑。面積は、1,151 m<sup>2</sup>のうち 115 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用施設（倉庫）の設置。農地区分は、第 1 種農地。

以上 1 件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳が田・現況は休耕。面積は、1,934 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成。農地区分は、市街化区域。

以上 1 件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第 5 号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳・現況ともに畑。面積は、742 m<sup>2</sup>のうち、8 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。転用目的は、携帯電話基地局の設置。農地区分は、第 2 種農地。権利の種類は、賃借権の設定。

以上 1 件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事務局

1 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳・現況とも田。面積は、1,024 m<sup>2</sup>ほか 1 筆で合計 1,539 m<sup>2</sup>。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約。

ほか 2 件、合計 3 件の通知がありました。

議長

報告第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事務局

1 番 錦地区

土地の所在・面積及び権利の設定を受ける者は記載のとおり。契約期間は、

議 長

令和6年2月22日から令和16年3月31日の10年2か月。権利の種類は、使用貸借権の設定。

ほか1件、合計2件の通知がありました。

報告第8号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

本日の農地巡回調査ですが、美和の佐坂地区ほかを、私と片山職務代理及び該当地区担当の上尾委員とで行います。

「美和総合支所」に午後2時集合としますので、よろしくお願いします。

次回定例総会は、4月16日（火）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室の予定です。

これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和6年4月16日 火曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午後11時25分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長

梅川 仁樹

署名委員

清 弘 進

署名委員

森川 稔己

